

宗教的理由等による 輸血拒否への対応方針

大阪急性期・総合医療センターでは、宗教的理由等による輸血拒否について、令和6年12月1日から「相対的無輸血^{*1}」の方針に基づき、以下のとおり対応いたします。

宗教的理由等による輸血拒否は、患者の意思として尊重しますが、すべての医療行為には輸血を必要とする可能性があります。救命のために輸血が必要であると医師が判断した場合は、輸血の同意が得られないときでも輸血を行います。

患者から提示される免責証書（無輸血のために死亡した場合でも病院や医師の責任を問わないことを証する書面等）等の文書は受け取りません。また「絶対的無輸血^{*2}」治療に同意する文書には署名しません。

以上は、意識の有無、意思決定能力の有無、成年・未成年にかかわらず、すべての患者に適用します。

なお、相対的無輸血についての当センターの方針については十分説明をいたしますが、絶対的無輸血を希望される場合には、他の医療機関での治療をお勧めします。

^{*1} 相対的無輸血：可能なかぎり輸血を避ける方針で治療に望むが、救命のために必要な場合は輸血を行うという立場・考え方

^{*2} 絶対的無輸血：どのような場合にも輸血は行わず、その結果死亡することが予測される場合でも輸血は実施しないという立場・考え方